

道本部建設部会が労働局交渉 建設労働者の労働条件改善求める 高齢者雇用・季節労働者対策などでも追及

道本部と道本部建設部会は5月14日に北海道労働局との交渉をおこないました。労働局側は監督課・労災補償課・職業安定課・職業対策課の課長・課長補佐などが対応し、建交労からは道本部の森田委員長、小玉副委員長、俵書記長、建設部会の河合部会長、土屋副部会長、須貝事務局長が出席しました。

建設労働者の労働条件改善では、ハローワークでの社会保険への加入確認、「雇入通知書」の交付、有給休暇などについて回答を受けました。求人票の労働条件と相違する場合は「求人者から提出される『採否通知』でも事実確認をして対応している」との回答に対し、「法改正により今年1月からは求人票に記載した労働条件を下回っても、あとで求人者が理由をつければいいことになった。これにより指導が弱まるのではないかと質しました。これに対しては「雇用情勢の関係もあるかもしれないが、大きな問題はおきていない」と回答しました。建退共については「証紙が貼付されていなくても労働基準法違反としての指導はできない」との回答で、「制度の所管は厚労省なのだから、どこかの部署で指導すべきだ」と求めました。

高齢者雇用にかかわっては、シルバー人材センターの業務拡大（週40時間までの派遣事業などが可能になった）に伴う労働関係法令（雇用保険・労災保険など）順守の指導を求めました。一昨年1月から雇用保険が65歳以上にも適用されることになりましたが、「かけてもらえない」という相談が寄せられおり、周知・指導の強化を求めました。季節労働者対策では、地域の「通年雇用促進支援協議会」への季節労働者の登録促進などを求めました。労災保険の特別加入者が建設業で毎年増えていることについて、「事業主が労災事故をふくめて使用者責任を逃れようとしているためではないか」との指摘に対し、「労災認定の際は実態で判断している」と回答がありました。

リヴィノールシステム分会に回答

札幌合同支部リヴィノールシステム分会は5月2日に会社から賃金引き上げと夏季一時金の回答を受けました。回答は、正職員の基本給を平均2,867円（前年1,000円）引き上げるとし、準職員・パートナー職員の時給一律3円引き上げと勤続加給4円（1年以上在籍）は前年同額です。夏季一時金については、正職員1.3か月分、準職員0.85か月分、パートナー職員0.56か月分（いずれも前年同率）などです。

JALの不当解雇撤回を求め札幌で宣伝行動

5月15日、札幌駅南口で「JAL（日本航空）の不当解雇争議の解決」を求める宣伝行動がおこなわれました。この行動には客室乗務員原告団の団長・内田妙子さんが東京から駆け付けて「JALはパイロット・客室乗務員165人の解雇を撤回し、ベテランを空に戻せ」と市民に訴えました。